

番 号 : 160415
国 名 : パキスタン
担当部署 : パキスタン事務所
案件名 : 自動車産業振興アドバイザー業務 (Ⅱ) 第2年次

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 自動車産業振興
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年7月下旬から2017年7月下旬まで
- (2) 業務 M/M : 国内 0.70M/M、現地 10.33M/M、合計 11.03M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次現地業務	第1次国内作業	第2次現地業務
5日	140日	2日	80日
第2次国内作業	第3次現地業務	整理期間	
2日	90日	5日	

本業務においては3回の渡航により業務を実施することを想定していますが、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2016年7月6日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月19日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ① 類似業務の経験 44点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 12点
 - ④ その他学位、資格等 8点
 - ⑤ 業務従事予定者によるプレゼンテーション 8点
- (計100点)

類似業務	自動車産業振興に係る各種業務
対象国／類似地域	パキスタン／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：
 - ポリオ：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出入国に際してWHO様式の予防接種証明書が必要。

6. 業務の背景

パキスタンにおける2014／2015年度の実質GDP成長率は5.5%で、セクター別では農業部門2.9%、工業部門3.6%、サービス部門5.0%であった（出所：EIU）。同国政府は、2014年8月に発表した長期開発計画「Vision 2025」において、目標年の2025年に年率8%の経済成長の達成を目指し、「持続的・内生的・包括的な成長」及び「民間セクター・起業家精神主導の成長」を重点課題として掲げ、生産性向上と民間投資促進を梃子とする成長を図ることとしている。

こうした背景のもと、製造業の中でも特に裾野産業分野が広く付加価値の高い自動車産業の振興が期待されているが、同国における自動車の国内生産台数は2014／2015年度で約15万台と、1億8000万人を有する同国の人口規模に比すると未だ低い台数に留まっている。このため、同国の自動車産業政策を担う産業省工業開発局（EDB: Engineering Development Board）は、同国の自動車産業振興を目的とする中期計画として、2007年に「Auto Industry Development Programme, AIDP」、2016年に「Automotive Development Policy」（以下「ADP」）を策定した。ADPは2016年から2021年を対象期間とする5か年計画であり、2021年までに自動車の国内生産台数を35万台に拡大することを目標としている。

また、このような同国政府のニーズを踏まえ、JICAはこれまで、同国の自動車産業振興を目的とするプロジェクトを複数実施してきた。2009年～2010年度には開発調査型技術協力プロジェクト「自動車産業振興政策策定プロジェクト」を実施し、一貫性・実効性のある自動車産業振興施策・制度の策定、自動車部品産業の生産技術力の向上、工業規格・車両検査・排ガス規制等の品質・安全・環境基準の整備等の課題を提示した。これに基づき、2012～2013年度には「自動車部品中小企業技術力強化プロジェクト」を実施し、自動車部品製造中小企業を対象に、生産管理、金型、溶接の3分野における技術指導を実施した。これらのプロジェクト結果を踏まえ、2015年度には「自動車部品製造業技術移転プロジェクト（2015年8月～2019年6月）」を開始し、現地自動車部品メーカーの技術向上に向けた支援を実施している。一方、2012～2014年度には「自動車産業振興アドバイザー（Ⅰ）」を、続く2015年度には「自動車産業振興アドバイザー（Ⅱ）（第1年次）」を派遣し、EDBの政策策定・実施能力の向上及びADP策定支援のための助言等の支援を行った。本案件は「自動車産業振興アドバイザー（Ⅱ）（第2年次）」を派遣することにより、策定されたADPの実施をEDBとともに効果的に促進し、EDBの政策実施能力の強化を図り、もって同国の自動車産業の潜在的な競争力を高め、将来的な同国自動車産業の振興に貢献することを目的とするものである。

なお、同国の自動車市場においては、同国に進出している日系自動車メーカー3社が市場の約99%を占有している。これら日系自動車メーカーを含む在パ日系企業から構成される日系商工会は、同国政府に対し一貫性・実効性のある自動車産業政策実施を求め、2014年9月に要望書を提出した。さらに、2015年11月10日に開催された第5回日本・パキスタン官民合同経済対話の結果を受け、日系自動車メーカーとEDBとの間で定期的な協議の場が持たれている。本案件業務においては、こうした日系自動車メーカーとEDBを中心とする同国政府との情報交換や対話を円滑に促進する役割も期待されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、同国政府により2016年3月に承認されたADPを踏まえた自動車産業振興に係る政策・施策について、関係省庁・機関とも連携を図りつつ効果的に実施されるようEDBに対し必要な助言及び支援を行い、EDBにおけるカウンターパートである局長（CEO）及び部長（General Manager）等の政策実施能力を強化するとともに、同国政府と日系自動車メーカーとの対話促進を図り、同国自動車産業の振興に貢献することを目的としている。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2016年7月下旬）

- ① パキスタン国自動車産業振興アドバイザー専門家業務完了報告書（2015年1月）」、「パキスタン国自動車産業振興アドバイザー（Ⅱ）専門家業務完了報告書（2016年3月）」を含む国内で入手可能な関連情報の収集を行い、案件概要を把握する。
- ② 同国政府の「Automotive Development Policy (ADP) 2016-2021」（JICAより写しを提供予定）を精査し、ADPの概要を把握するとともに、我が国の関連政策や規制の現状との比較を行う。
- ③ EDBが関心を有している自動車研究所（タイの「タイ自動車研究所（Thai Automotive Institute. 以下「TAI」）」や日本の「日本自動車研究所（JARI）」を含む）に関する情報を収集する。
- ④ JICA南アジア部から、対パキスタンJICA事業概要についてブリーフィングを受ける。
- ⑤ 総務部安全管理室にて安全対策ブリーフィングを受ける。
- ⑥ 全体の業務実施計画書（和文、英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、報告・説明する。

（2）第1次現地業務期間（2016年8月上旬～2016年12月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICAパキスタン事務所、EDBに業務実施計画書を提出し、業務内容の確認を行う。
- ② JICAパキスタン事務所にて安全ブリーフィングを受ける。
- ③ ADPに規定される諸施策が効果的に実施されるようEDBに対する助言及び必要な支援を行う。また、必要に応じ内容の改訂が認められているADPの部分的な改善を提案する。なお、ADPの諸施策のうち特に以下の支援に留意すること。
 - ア. パキスタン自動車研究所（Pakistan Automotive Institute. 以下「PAI」）設立に関する助言
TAIをはじめとする他国の自動車研究所に関する情報をEDBに共有するとともに、PAI設立に向けた助言を行う。また、TAI視察及びタイの日系自動車メーカー訪問を企画し、第1～2次現地業務期間中に実施する。
 - イ. 消費者便益に関する助言
ADPでは同国で生産された自動車の購入者が、車両購入に係る問題（前払金額の支払い、納期の問題等）に直面した際、EDBが消費者相談窓口となることが求められているため、EDBが適切な対応をできるような制度の構築等について必要な助言を行う。
 - ウ. 車両保安基準導入に関する助言
2016年度内にJICAがEDBに派遣を予定している個別専門家「車両保安及び排ガス基準策定アドバイザー」（仮称）との連携を図り、同国における適切な車両保安基準の導入に向けた助言を行う。
- ④ 第5回日本・パキスタン官民合同経済対話において構築された日系自動車メーカーとEDB機関との定期協議に参加し、双方による対話を促進する。また、日系商工会（カラチ、イスラマバード）の定期会合に出席し、日系企業、在パキスタン日本大使館、在カラチ日本総領事館、JETROカラチ事務所等と情報共有を行う。

- ⑤ パキスタン自動車製造業協会（PAMA）及びパキスタン自動車部品工業会（PAAPAM）等の業界団体と必要に応じて情報交換を行い、有益な情報についてEDB機関への情報提供・助言を行う。
- ⑥ ADPの諸施策の実施に参考となる世界の自動車産業の動向や政策等に係る情報をEDB機関に対して提供するとともに、EDB機関及び関係機関等を招集した勉強会を実施する。
- ⑦ 現在実施中のJICA協力案件である「自動車部品製造業技術移転プロジェクト」（技プロ）、「産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト」（技プロ）との情報交換を図り、有益な情報についてEDB機関に情報提供・助言を行う。
- ⑧ 第1次現地業務結果報告書（和文、英文）の作成及び、次回現地派遣のための業務実施計画書（和文・英文）の修正・作成を行い、EDB機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

（3）第1次国内作業期間（2016年12月下旬）

- ① 第1次現地派遣期間中に抽出された課題等につき、参考事例等の情報収集を行う。
- ② JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

（4）第2次現地業務期間（2017年1月上旬～2017年3月下旬）

- ① 第1次現地派遣に引き続き、上記（2）の③～⑦を行う。
- ② 第2次現地業務結果報告書（和文、英文）の作成及び、次回現地派遣のための業務実施計画書（和文・英文）の修正・作成を行い、EDB及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

（5）第2次国内作業期間（2017年4月上旬）

- ① 第2次現地派遣期間中に抽出された課題等につき、参考事例等の情報収集を行う。
- ② JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

（6）第3次現地業務期間（2017年4月中旬～2017年7月中旬）

- ① 第1次及び第2次現地業務に引き続き、上記（2）の③～⑤及び⑦を行う。
- ② 全体の活動を総括するとともに、本業務を通じて得られたパキスタンの自動車産業における課題を抽出・分析し、その解決のためにEDB機関及びその他関係省庁・機関が実施すべき事項を提言として取り纏め、EDB機関とともに報告会／セミナーを実施する。また、上記内容を日系商工会の定期会合で発表する。
- ③ 第3次現地業務結果報告書（英文）を作成し、EDB機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

（7）帰国後整理期間（2017年7月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、報告・説明する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）業務実施計画書（全体分及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文2部（JICAパキスタン事務所、JICA産業開発・公共政策部へ各1部）

英文3部（JICAパキスタン事務所、JICA産業開発・公共政策部、EDBへ各1部）

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文3部（JICAパキスタン事務所、JICA産業開発・公共政策部、EDBへ各1部）

和文2部（JICAパキスタン事務所、JICA産業開発・公共政策部へ各1部）

ただし、第3次現地業務結果報告書（和文）は、(3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

記載項目を盛り込むこと。

- パキスタンの自動車産業振興に関する提言。

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

また、現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。

航空経路は、東京—イスラマバード間の往復に係る費用を計上してください。

(2) 臨時会計役の委嘱

現地業務に必要な一般現地業務費については、JICAパキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①. 現地業務日程

現地派遣期間は2016年8月上旬～12月中旬（第1次）、2017年1月上旬～3月下旬（第2次）、2017年4月中旬～7月中旬（第3次）の3回を予定していますが、7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、派遣回数3回を上限にプロポーザルにて提案してください。

②. 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③. 便宜供与内容

ア. 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。

イ. 宿舍手配

なし。

ウ. 車両借上げ

セキュリティを含め、移動に必要な車両を提供する。

エ. 通訳備上

なし。

オ. 現地日程のアレンジ

第1次現地業務開始時におけるEDBとの協議等について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ. 執務スペースの提供

EDBが執務スペースを提供する。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第1チーム（志摩：Shima-Natsuko.2@jica.go.jp）にて配布しますので、お問い合わせください。

- パキスタン国自動車産業振興アドバイザー専門家業務完了報告書（2015年1月）
- パキスタン国自動車産業振興アドバイザー（Ⅱ）専門家業務完了報告書（2016年3月）

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ①. 実施時期：7月11日(月)(予定)
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- ②. 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
- ③. 実施方法：
 - ・ 一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・ プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・ 業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ①. 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②. 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所、在パキスタン・イスラム共和国日本大使館（必要に応じて、在カラチ日本総領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密に取ることとします。そのために必要な携帯電話については、JICAパキスタン事務所から貸与を行います。また現地業務中における安全管理体制を、日本国内からの支援体制も含め、プロポーザルに記載してください。
- ③. 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑惑事項が生じた場合は、不正不販情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④. 本業務従事者は、自動車業界における知見・経験を有することが求められ、途上国を含めグローバルに自動車産業全体を見渡せることが望ましいです。

以上